

恩納村立学校施設の耐震化診断結果の公表について

学校施設の耐震化に対する国の支援措置の大幅な拡充する内容の「地震防災対策措置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、公立の幼稚園・小学校・中学校の校舎等について、耐震診断を実施した建物ごとに、その結果を公表することが義務づけられました。この度、本村においても、この法律改正の趣旨により、耐震診断の結果を公表致します。

耐震化状況集計表(平成21年3月1日現在)

区分		全棟数 A =B+C ※1	耐震性がある建物の頭数 B	耐震強度が必要及び耐震性の確認を必要とする建物の C ※2	耐震化率(%) D =B/A
小学校	校舎	14	7	7	50
	体育館	5	5	0	100
中学校	校舎	14	6	8	43
	体育館	5	5	0	100
小・中学校		38	23	15	61
幼稚園園舎		5	5	0	100
総合計		43	28	15	65

※1対象建物は延床面積が200㎡以上のものです。

※2詳細な耐震診断(第2次診断)により耐震性が確認される可能性のある棟数も含まれる。

各幼稚園施設の耐震化状況(平成21年3月1日)

耐震性がある建物

耐震性の確認が必要とする建物

幼稚園名	区分	枝番号		建築年月日			階数	面積 (㎡)	区分		優先度ランク		第2次診断		耐力度		備考	
		番号	枝番	年	月	造			年度	ランク	年度	IS値	q値	年度	点数			
安富祖幼稚園	園舎	2		H	11	2	R	1	215	新	基準							
喜瀬武原幼稚園	園舎	1		H	2	3	R	1	212	新	基準							
恩納幼稚園	園舎	2		H	10	2	R	1	333	新	基準							
仲泊幼稚園	園舎	2		H	10	3	R	1	215	新	基準							
山田幼稚園	園舎	2		H	11	2	R	1	215	新	基準							

※用語の説明

- ・旧基準……………昭和56年6月1日の耐震基準の見直し以前に用いられた耐震基準
 - ・新基準……………昭和56年6月1日の耐震基準建築確認を受けて施行された建物
 - ・優先度ランク……耐震診断を実施するため、優先度を検討する簡易の調査を行い、優先度の高いものから低いほうへランク1から5までに区分される。
 - ・第2次診断………コンクリート強度及び鉄筋量からの建物の強度、粘り等を推定する診断方法で、IS値とq値を求める
 - ・IS値……………建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される構造耐震票。値が大きいほど耐震性が高い。
 - ・q値……………建物の水平方向の力に耐えられる力の指標。値が大きいほど耐震性が高い。
- ※文部科学省では、IS値が0.7を超えることと、q値が1.0を超えることとしています。
- ・耐力度……………構造上危険な状態にある建物の危険な状態の度合いは耐力度で表示され構造耐力、保存度及び外力条件について耐力度調査票により測定する。4, 500点以下は「危険建物」という。

各小学校施設の耐震化状況(平成21年3月1日)

 耐震性がある建物

 耐震性の確認が必要とする建物

幼稚園名	区分	枝番号		建築年月日			階数	面積 (㎡)	区分		優先度ランク		第2次診断		耐力度		備考	
		番号	枝番	年	月	造			年	ランク	年	IS値	q値	年	点数			
安富祖小学校	校舎	4		S	54	3	R	2	909	旧	基準	H 16	④			19	4922	平成22年度改築予定
"	校舎	5		S	55	3	R	2	205	旧	基準	H 16	④					
"	校舎	7		H	6	3	R	3	729	新	基準							
"	体育館	12		H	10	3	R	3	797	新	基準							
喜瀬武原小学校	校舎	12		S	63	3	R	2	1072	新	基準							
"	校舎	15		H	9	3	R	2	442	新	基準							
"	体育館	14		H	1	3	R	2	997	新	基準							
恩納小学校	校舎	2	1	S	53	3	R	3	722	旧	基準	H 16	③			18	4577	改築中(平成21年4月完成予定)
"	校舎	2	2	S	54	3	R	3	847	旧	基準	H 16	③			18	4837	
"	校舎	4		S	57	3	R	2	935	旧	基準	H 18	⑤					
"	校舎	7		H	11	3	R	2	501	新	基準							
"	体育館	6		H	6	3	R	2	797	新	基準							
仲泊小学校	校舎	9		H	9	3	R	2	876	新	基準							
"	校舎	12		H	20	2	R	3	1709	新	基準							
"	体育館	10		H	9	3	R	3	819	新	基準							
山田小学校	校舎	18		S	55	3	R	3	1106	旧	基準	H 16	③					平成21年度耐力度調査を実施し結果をふまえて改築の判断をする
"	校舎	20		S	56	3	R	3	210	旧	基準	H 16	④					
"	校舎	21		H	10	3	R	2	649	新	基準							
"	体育館	4		H	7	3	R	2	797	新	基準							

※用語の説明

- ・旧基準……昭和56年6月1日の耐震基準の見直し以前に用いられた耐震基準
 - ・新基準……昭和56年6月1日の耐震基準建築確認を受けて施行された建物
 - ・優先度ランク…耐震診断を実施するため、優先度を検討する簡易の調査を行い、優先度の高いものから低いほうへランク1から5までに区分される。
 - ・第2次診断…コンクリート強度及び鉄筋量からの建物の強度、粘り等を推定する診断方法で、IS値とq値を求める
 - ・IS値……建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される構造耐震票。値が大きいほど耐震性が高い。
 - ・q値……建物の水平方向の力に耐えられる力の指標。値が大きいほど耐震性が高い。
- ※文部科学省では、IS値が0.7を超えることと、q値が1.0を超えることとしています。
- ・耐力度…構造上危険な状態にある建物の危険な状態の度合いは耐力度で表示され構造耐力、保存度及び外力条件について耐力度調査票により測定する。4,500点以下は「危険建物」という。

各中学校施設の耐震化状況(平成21年3月1日)

 耐震性がある建物

 耐震性の確認が必要とする建物

幼稚園名	区分	枝番号		建築年月日		階	面積 (㎡)	区分	優先度ランク		第2次診断		耐力度		備考		
		番号	枝番	年	月				年度	ランク	年度	IS値	q値	年度		点数	
安富祖中学校	校舎	4		S	54	3 R	2	297	旧	基準	H 16	④			4922	平成22年度改築予定	
"	校舎	5		S	55	3 R	2	205	旧	基準	H 16	④					
"	校舎	6		S	59	6 R	2	356	新	基準							
"	校舎	8		H	6	3 R	3	935	新	基準							
"	体育館	12		H	10	3 R	3	1050	新	基準							
喜瀬武原中学校	校舎	12	1	S	63	3 R	2	1502	新	基準							
"	体育館	14		H	1	3 R	2	603	新	基準							
恩納中学校	校舎	2	1	S	53	8 R	3	753	旧	基準	H 16	③			18	4577	改築中(平成21年4月完成予定)
"	校舎	2	2	S	54	3 R	3	834	旧	基準	H 16	③			18	4837	
"	校舎	4		S	57	3 R	2	235	旧	基準	H 18	⑤					
"	校舎	7		H	11	3 R	2	424	新	基準							
"	体育館	5		H	6	3 R	2	1070	新	基準							
仲泊中学校	校舎	9		H	9	3 R	2	356	新	基準							
"	校舎	12		H	20	2 R	3	1297	新	基準							
"	体育館	10		H	9	3 R	3	1042	新	基準							
山田中学校	校舎	18		S	55	3 R	3	369	旧	基準	H 16	③				平成21年度耐力度調査を実施し結果をふまえ改築の判断をする	
"	校舎	19		S	56	3 R	3	319	旧	基準	H 16	④					
"	校舎	20	1	S	56	3 R	3	1002	旧	基準	H 16	③					
"	体育館	4		H	7	3 R	2	1030	新	基準							

※用語の説明

- ・旧基準………昭和56年6月1日の耐震基準の見直し以前に用いられた耐震基準
 - ・新基準………昭和56年6月1日の耐震基準建築確認を受けて施行された建物
 - ・優先度ランク…耐震診断を実施するため、優先度を検討する簡易の調査を行い、優先度の高いものから低いほうへランク1から5までに区分される。
 - ・第2次診断……コンクリート強度及び鉄筋量からの建物の強度、粘り等を推定する診断方法で、IS値とq値を求める
 - ・IS値………建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される構造耐震票。値が大きいほど耐震性が高い。
 - ・q値………建物の水平方向の力に耐えられる力の指標。値が大きいほど耐震性が高い。
- ※文部科学省では、IS値が0.7を超えることと、q値が1.0を超えることとしています。
- ・耐力度…… 構造上危険な状態にある建物の危険な状態の度合いは耐力度で表示され構造耐力、保存度及び外力条件について耐力度調査票により測定する。4, 500点以下は「危険建物」という。